# かすがいシティバス運転免許自主返納者カードの手続きについて

## 1　対象になる方

**市内に住所がある 75 歳未満で運転免許を自主返納した方**
※　75 歳以上の方には、高齢者カードを発行しています。
※　平成 21 年３月 15 日以前に自主返納した方は対象になりません。

## 2　手続き方法

【運転免許自主返納手続】
①・**春日井警察署　交通課免許窓口（２階）**
【受付】
午前９時～午前 11 時、午後１時～午後３時
（土日祝を除く）
・**高蔵寺幹部交番**
【受付】
火曜日・木曜日
午後２時～午後４時

②　警察署から
「申請による運転免許の取消通知書」が交付

＜手続きに必要なもの＞
・運転免許証

【運転免許自主返納者カード交付手続】
③　**春日井市役所　都市政策課（９階）**
→申請書に必要事項をご記入いただき
その場で発行できます。

**東部市民センター、高蔵寺ふれあいセンター**
**味美ふれあいセンター**
→申請書に必要事項をご記入いただき
後日郵送でお送りします。

【受付】
**全施設**
８時 30 分～17 時（土日祝と年末年始を除く）

＜手続きに必要なもの＞
①免許返納が確認できるもの
(次のいずれか１つの写し)
・運転経歴証明書
・運転免許の取消通知書、
・運転経歴証明書交付済シール
とマイナンバーカード

②本人確認書類
●顔写真ありの場合
(次のいずれか１つ)
・運転経歴証明書
・申請取消免許
・マイナンバーカード
・パスポート
・在留カード
・特別永住者証明書　など
●顔写真なしの場合
(次のいずれか２つ)
・健康保険証
・診察券
・年金手帳、基礎年金番号通知書
・預金通帳

④　カードを発行